

県立病院の診療、検査等に関する診療費等の請求権の放棄について

1. 権利放棄の理由

県立病院における診療費等につきましては、未収金の発生防止や早期回収に取り組み、収入未済の縮減に努めているところです。

しかしながら、未収金の中には、相手方が既に死亡している場合や所在不明、自己破産している場合など、これ以上徴収の見込みがないものが含まれています。

今回、これらについて、地方自治法の規定に基づき権利放棄を行い、診療費等にかかる債権について、不納欠損処分を行うものです。

2. 提出議案の概要

今回、地方自治法第96条第1項第10号および医業未収金不納欠損処分取扱要綱の規定に基づき、権利を放棄することにつき議決を求めるものであります。

区分	納入義務者	金額	内容
債務者の死亡		393,359円	平成21年度の診療、検査等に関する費用

県立病院における権利放棄の状況

●議決による権利放棄（債務者一人あたり200,001円以上のもの）

	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	人数	債権金額	人数	債権金額	人数	債権金額
債務者死亡	0	0	1	580,429	1	393,359
所在不明	0	0	1	496,040		
少額債権	0	0	0	0		
自己破産	1	782,320	0	0		
計	1	782,320	2	1,076,469	1	393,359

(参考)

◆未収金の推移

	平成25年5月末 (H24年度決算ベース)		平成26年5月末 (H25年度決算ベース)		平成27年5月末 (H26年度決算ベース)	
	件数	未収金額	件数	未収金額	件数	未収金額
前年度末残高	775	77,773,505	660	68,124,302	605	58,627,698
過年度分回収額	230	15,913,819	197	16,670,586	184	11,244,769
不納欠損額 (時効の援用含む)	35	6,674,554	23	3,118,997	15	2,522,820
当年度発生高	150	12,939,170	165	10,292,979	125	9,650,195
未収金合計	660	68,124,302	605	58,627,698	531	54,510,304